

2016年4月4日

関係各位

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

経過措置における受験資格に関する要望

公認心理師試験に関して、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構は、臨床発達心理士有資格者の受験に関し、次の通り要望します。

1. 臨床発達心理士有資格者は、現職の有無、勤務機関、勤務年限にかかわらず、全ての有資格者に対し、移行措置期間は、受験機会が与えられる。
2. 受験資格認定要項として所定の研修修了が必要とされる場合、移行措置期間は、研修受講機会が与えられる。